

改正案

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要領

第1 趣旨

この交付要領は、奈良県未利用食品活用促進事業を円滑に実施するため、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

（削除）

（削除）

（削除）

第2 配分基準

2以上の事業実施主体が事業実施を希望し、かつ全事業実施主体の交付申請額の合計が県の予算額を超過する場合においては、各事業実施主体に対する補助金の交付決定額は、要綱において定める奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に記載された交付申請額に基づき、以下により算定する。

- (1) 全事業実施主体の交付申請額の合計に対する事業実施主体の交付申請額の割合を算出する。
- (2) (1)の割合を県の予算額に乘じ、千円未満の端数を切り捨てた額を事業実施主体の交付決定額とする。

（削除）

現行

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要領

第1 趣旨

この交付要領は、奈良県未利用食品活用促進事業を円滑に実施するため、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及び奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象事業の目的

未利用食品の集配送ルートを構築することを目的とする。

第3 補助対象事業の要望調査

補助対象事業について、あらかじめ期間を定めて要望調査を行うものとする。

2 事業実施を希望する者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金要望書（第1号様式）

に次の書類を添付し、各一部を前項の要望調査期間内に県に提出するものとする。

(1) 事業計画書(要望調査) (第2号様式)

(2) 収支予算書(要望調査) (第3号様式)

第4 内示

要望調査を元に、県より補助上限額の内示を通知するものとする。

2 2以上の事業実施主体が事業実施を希望し、かつ全事業実施主体の要望額の合計が県の予算額（県の補助上限額のことをいう。）を超過する場合においては、第5で示す配分基準に従って補助金の配分を行う。

第5 配分基準

事業実施主体に対する補助金の配分は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金要望書（第1号様式）に記載された要望額に基づき、以下により算定する。

- (1) 全事業実施主体の要望額の合計に対する事業実施主体の要望額の割合を算出する。
- (2) (1)の割合を県の予算額に乘じ、千円未満の端数を切り捨てた額を事業実施主体の補助上限額とする。

第6 補助金の交付申請

内示を受けた事業者は、要綱第5条の規定に基づく補助金の交付申請を行うものとする。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月24日から施行する。